

短時間勤務の非常勤職員が共済組合に加入します

～ 地方公務員等共済組合法の適用拡大～

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律における被用者保険（厚生年金・健康保険）の更なる適用対象の拡大に併せて、地方公務員等共済組合法が改正され、令和4年10月1日から被用者保険の適用対象である非常勤職員に対して、短期給付（医療保険）および福祉事業が適用されることとなります。

当組合においても、大幅な組合員数の増加が見込まれますので、今後は短期給付および福祉事業への影響を精査して事業運営を行ってまいります。



地方公務員等共済組合法の適用拡大（イメージ）

現行制度

常勤職員

組合員

常勤職員

要件:常時勤務に服することを要する方

常勤的非常勤職員

要件:①任用が事実上継続
②フルタイムで月18日以上勤務で1年超勤務
③1年超勤務後引き続きフルタイムで勤務見込み

非常勤職員

組合員ではない方

厚生年金・健康保険の適用対象者

要件:①週20時間以上勤務
②月額賃金8.8万円以上 など

組合員ではないため、 厚生年金・健康保険が直接適用

※平成28年の年金制度等改革法により、国・地方公共団体は従業員規模に関わらず、厚生年金・健康保険が適用

国民年金・国民健康保険の適用対象者

法改正後

組合員

常勤職員

要件:常時勤務に服することを要する方

常勤的非常勤職員

要件:①任用が事実上継続
②フルタイムで月18日以上勤務で1年超勤務
③1年超勤務後引き続きフルタイムで勤務見込み

組合員として、 短期給付・福祉事業を適用

※厚生年金は既に直接適用されている

厚生年金・健康保険の適用対象者

要件:①週20時間以上勤務
②月額賃金8.8万円以上 など

組合員ではない方

国民年金・国民健康保険の適用対象者

- 現行制度では、組合員は常勤職員（常勤並みに働く非常勤職員を含む。）に限られており、組合員に対して、短期給付（医療保険）・長期給付（年金）・福祉事業（健康診査等）が適用されています。
- 被用者保険（厚生年金・健康保険）の更なる適用拡大に併せて、国家公務員等共済組合法が適用対象を非常勤職員に拡大し、被用者保険の適用対象である非常勤職員を国家公務員等共済組合の組合員とした上で、短期給付・福祉事業を適用するため、地方公務員等共済組合法も同様の措置を講じます。